

研究区分	教員特別研究推進 地域振興
------	---------------

研究テーマ	ケア労働者を誰一人取り残さない社会の実現				
研究組織	代表者	所属・職名	短期大学部・准教授	氏名	中澤 秀一
	研究分担者	所属・職名		氏名	
		所属・職名		氏名	
		所属・職名		氏名	
	発表者	所属・職名	短期大学部・准教授	氏名	中澤 秀一

講演題目	仕事の価値に見合った報酬の実現
研究の目的、成果及び今後の展望	<p>本研究の目的は、医療、介護、保育などの現場で働くケア労働者が働き続けられる条件を考察することにある。具体的には、医療、介護、保育の各現場で働くケア労働者の実態を把握し、賃金、労働時間、社会保障等の各方面の政策提言づくりに活かすことである。</p> <p>2022年「雇用動向調査結果の概況」(厚生労働省)によると、令和4年1月～6月の離職者数は「医療、福祉」が781.5千人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が768.9千人、「宿泊業、飲食サービス業」が728.6千人の順となっている。転職入職者が前職を辞めた理由は「給料等収入が少なかった」「職場の人間関係が好ましくなかった」「労働時間、休日などの労働条件が悪かった」の順であり、賃金や労働時間など労働条件が離職に関係しているのである。特に、医療、介護、保育などのケア労働者は、その仕事の価値に見合った賃金を得られていないことが、仕事の満足度に影響を及ぼし、離職につながっていると考えられる。</p> <p>本研究によって、ケア労働者の賃金水準を向上させるためには、賃金の底上げが重要であるとの結論に達した。具体的には、特定最低賃金をケア労働者に適用させることである。この特定最低賃金には、その産業の賃金構造に鑑みて、たとえば初任給がその産業のスタートラインの賃金として妥当であるというコンセンサスがあればその額に、またはその産業における平均賃金や中位賃金の5割といった相対的最低基準が問われるべきである。特定最低賃金の適用労働者数は約292万人であり(2021年3月末現在)、都道府県別に特定の産業ごとに226件が定められている(他に全国単位が1件のみ定められている)。その水準は地域別最低賃金とほとんど変わらないか、中には、地域別最低賃金の水準を下回り、事実上効力を失っている特定最低賃金も数多い。ちなみに、東京都や神奈川県ではすべての特定最賃が地域別最賃を下回っている状況である。</p> <p>今後は、ケアに携わる専門職の仕事に見合った賃金が支払われるよう、分野ごとに特定最低賃金を新設していく必要がある。手続き的には、企業間、地域間または組織労働者と未組織労働者の間に賃金格差が存在する場合には、公正競争ルールが適用され、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意が得られれば、特定最低賃金の新設に向けた議論が最低賃金審議会にて始まる。そのルールを用いて、医療、介護、保育等の業種で、より高い水準の最低賃金制度が新設されることが望まれる。</p>